

議案第100号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第30条第2項中「6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120」を「6月及び12月に支給する場合には100分の115」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第30条第2項中「6月及び12月に支給する場合には100分の115」を「6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改正する必要がある。